

『ハイレベル演習 憲法 解説編』(KU20142)

訂正表

2020年12月24現在

ページ	訂正箇所	訂正内容			掲載日
P. 530	[No.193] 上から1行目	誤	正解 1		2020/12/24
		正	正解 1, <u>4</u>		
P. 531	[No.193] 肢4	誤	4 × 法律上の争訟であれば司法審査の対象となるのが原則であるが、団体の内部事項に関する争いについては、事柄の性質上、それぞれの団体の自治を尊重して、司法審査を控える場合が生じうる。特に、本肢で問われている地方議会については、地方議会議員に対する出席停止処分の懲罰決議の効力が争われた事件で、判例は、自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも裁判にまつことを適当しないものがあるとし、地方議会における出席停止処分はそれに該当するものとして司法審査権の対象外になるとした（最大判昭35.10.19・百II181）。 なお、上記判例は、除名処分については、内部規律の問題にとどまらないとして、司法審査の対象となることを認めていた。		
		正	4 ○ 出題当時、判例は、地方議会議員に対する出席停止処分につき司法審査の対象外としていた（最大判昭35.10.19・百II181）ので、本肢は妥当でないとするものであった。 しかし、最高裁は、以下のように述べて、この判例を変更した。地方議会の「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため……議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」が、議員に対し出席停止の懲罰が「科されると、当該議員はその期間、……議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」ので、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる」（最大判令2.11.25）。また、地方議会議員に対する除名処分について、判例は、従来から司法審査の対象となることを認めている（最大判昭35.3.9）。したがって、現在では、本肢は妥当である。		2020/12/24
P. 533	[No.195] 記述イ	誤	イ × 地方議会議員に対する3日間の出席停止の懲罰決議の効力が争われた事件で、判例は、「自律的な法規範をもつ社会ないし団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判をまつを適當としないものがある」としつつ、除名処分は「議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止まらない」から、司法審査が及ぶとした（部分社会の法理。最大判昭35.10.19・百II181）。		2020/12/24

		正	イ × 従来の判例は、地方議会議員の出席停止処分につき司法審査の対象外としていた（最大判昭35.10.19・百II181）が、最高裁は、以下のように述べて、この判例を変更した。地方議会の「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため……議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」が、議員に対し出席停止の懲罰が「科されると、当該議員はその期間、……議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」ので、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる」（最大判令2.11.25）。また、地方議会議員に対する除名処分について、判例は、従来から司法審査の対象となることを認めている（最大判昭35.3.9）。	
P.537	[No.197] 上から1行目	誤 正	正解 <u>2</u> 正解 <u>なし</u>	2020/12/24
P.537	[No.197] 記述ア	誤 正	ア ○ 判例は、「自律的な法規範をもつ社会ないし団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適當としないものがある」としたうえで、地方議会議員に対する懲罰のうち、出席停止処分は単なる内部規律の問題であるから司法審査の対象にはならないが、除名処分は議員の身分の喪失に関する重大な事項であるから司法審査の対象になるとする（最大判昭35.10.19・百II181事件、最大判昭35.3.9）。 ア × 地方議会議員に対する除名処分について、判例は、従来から司法審査の対象となることを認めていた（最大判昭35.3.9）。他方、出席停止処分について、出題当時の判例は、司法審査の対象外としていた（最大判昭35.10.19・百II181）ので、本記述は妥当であるとするものであった。 しかし、最高裁は、以下のように述べて、この判例を変更した。地方議会の「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため……議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」が、議員に対し出席停止の懲罰が「科されると、当該議員はその期間、……議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」ので、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる」（最大判令2.11.25）。したがって、現在では、本記述は妥当でない。	2020/12/24
P.538	[No.197] 下から1行目	誤 正	以上より、妥当なものはア、エであり、肢2が正解となる。 以上より、出題当時、妥当なものはア、エであり、肢2が正解となつたが、現在では、妥当なものはエのみであり、正解はない。	2020/12/24
P.540	[No.200] 上から1行目	誤 正	(法2010) (法2010改題)	2020/12/24

P.542	[No.200] 上から3行目 以下	<p>誤</p> <p>判例は、国立大学における単位不認定処分（事案A）（富山大学単位不認定事件、最判昭52.3.15・百II182）、地方議会における議員の懲罰処分としての出席停止処分（事案D）（最大判昭35.10.19・百II181）、政党による党員の除名処分（事案F）（共産党袴田事件、最判昭63.12.20・百II183）について部分社会論を用いている。したがって、A、D、Fはオと結びつく。</p> <p>以上より、正しい組合せは、<u>E・G—ア、B—イ、C・H—エ、A・D・F—オ</u>であるから、肢4が正解となる。</p> <p>正</p> <p><u>出題当時の</u>判例は、国立大学における単位不認定処分（事案A）（富山大学単位不認定事件、最判昭52.3.15・百II182）、地方議会議員に対する出席停止処分（出題当時の事案D）（最大判昭35.10.19・百II181）、政党による党員の除名処分（事案F）（共産党袴田事件、最判昭63.12.20・百II183）について部分社会論を用いていた。したがって、出題当時の事案ではA、D、Fがオと結びついていた。しかし、地方議会議員に対する出席停止処分について、最高裁は、議員に対し出席停止の懲罰が科されると、当該議員はその期間、議員としての中核的な活動をすることができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので、出席停止の懲罰については、裁判所は常にその適否を判断することができ、司法審査の対象となるとして、従来の判例を変更した（最大判令2.11.25）。この判例は、一般市民法秩序に直接の関係を有するか否かといった部分社会論を用いることなく、出席停止処分に司法審査が及ぶとしており、出題当時の事案Dを維持することができなくなった。そこで、<u>事案Dは削除した</u>次第である。</p> <p>以上より、正しい組合せは、<u>A—オ、B—イ、C—エ、E—ア、F—オ、G—ア、H—エ</u>であるから、肢4が正解となる。</p>	2020/12/24
-------	--------------------------	---	------------

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。